

# 大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務委託 公募型プロポーザル（書類選考型）実施要領

## 1. 目的

本実施要領は、大津公共空間活用協議会（以下「協議会」という。）が大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務委託に係る契約相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル（書類選考型）の実施方法等、必要な事項を定めるものです。

## 2. 業務概要

### (1) 委託業務名

大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務

### (2) 業務内容

大津湖岸なぎさ公園活用ステージイベント企画運営等業務委託仕様書（別紙1 以下「仕様書」という。）を基準とし、これ以上の提案を求めます。

### (3) 業務期間

契約締結の日から平成30年9月10日まで

## 3. 予算額

委託料の上限は、金2,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）とします。

## 4. 実施方式

公募型プロポーザル（書類選考型）方式

## 5. スケジュール

平成30年6月11日（月）	公募開始	
平成30年6月18日（月）	企画提案書等の提出締切	午前10時まで
平成30年6月下旬	書類審査・結果通知	

## 6. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。  
カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知ら  
りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

## 7. 説明会

実施しません。

## 8. 質疑・応答

(1) 方 法／【様式4】にて電子メールでお問合せください。電話又は口頭による質問は受付け致  
しません。

(2) 期 限／平成30年6月15日(金) 正午まで(必着)

(3) 問合せ先／大津公共空間活用協議会(事務局:株式会社まちづくり大津)

info@machidukuri-otsu.jp

## 9. 参加申込の手続き

### (1) 提出書類

プロポーザル参加希望者は、本実施要領、仕様書の各規定を理解した上で、次の書類を提出してく  
ださい。

【様式1】参加申込書 1部

【様式2】企画提案書 1部

(A4、縦、10ページ以内 ※表紙は含みません)

- ・提案内容の全体像(具体的にイメージできるもの)
- ・業務の実施体制(強風対策等、安全性の確保含む)
- ・業務の実施スケジュール
- ・見積書

などを明記してください。

### (2) 提出期限・受付時間・提出先

提出期限:平成30年6月18日(月) 午前10時まで(必着)

受付時間:午前9時から午後5時まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く)

提出先:「15. 問合せ先」に記載のある担当窓口までご持参ください。

## 10. 審査方法

本実施要領及び仕様書等に基づき、提出された企画提案書等について、審査委員会で審査します。

### (1) 審査方法／書類審査

審査委員会が必要と認める場合には、追加で聞き取り調査を行うことがあります。

### (2) 審査基準／審査項目は概ね以下の点を基準により総合的に審査します。

- ・公共性・公益性を確保し、多くの市民や観光客が安心して利用できる内容か。
- ・強風や荒天等の対策、歩行者や自転車等の通行者への安全性が確保されているか。
- ・委託者との打合協議において迅速で柔軟に適切な対応ができる体制であるか。
- ・具体性を有し実施可能で適切な作業手順やスケジュールが示されているか。
- ・金額と業務量に整合性があり、最大の効果をもたらす費用であるか。

## 11. 審査結果

(1) 通知方法／書類審査を受けた全ての申請者に通知します。

(2) 通知時期／平成30年6月下旬

## 1 2. 提出書類の扱い

- (1) 提出書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出書類は、審査以外には利用しません。
- (4) 審査委員会が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

## 1 3. 情報公開及び提供

大津公共空間活用協議会は企画提案者から提出された企画提案書等について、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 1 4. その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 費用負担／書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザル（書類選考型）を実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル（書類選考型）方式に要した費用を当協議会に請求することはできません。

### (3) 参加辞退の場合

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに【様式3】辞退届を「1 5. 問合せ先」に記載のある担当窓口へ提出してください。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当協議会が必要と認める場合には、当協議会は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

- (6) 申請者は、公募型プロポーザル（書類選考型）方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 1 5. 問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津一丁目4番1号 旧大津公会堂2階

大津公共空間活用協議会（事務局：株式会社まちづくり大津）担当：元田、田中

TEL 077-523-5010 FAX 077-514-7690 E-mail info@machidukuri-otsu.jp